プロジェクト　IFRS 適用課題対応

項目　【審議事項】個別財務諸表における親会社と子会社との合併（IAS 第 27 号「個別財務諸表」）

I. 本資料の目的

1. 本資料は、2023 年 6 月の IFRS 解釈指針委員会（以下「IFRS-IC」という。）において議論された「個別財務諸表における親会社と子会社との合併」について、アジェンダ・ペーパー（以下「AP3」という。）及び議論の内容をご説明し、当委員会の対応（案）についてご意見をいただくことを目的としている。

II. 背景及び経緯

2. IFRS-IC は、IAS 第 27 号「個別財務諸表」を適用している親会社が、個別財務諸表において子会社との合併をどのように会計処理すべきかについての要望書の提出を受けた。（AP3 第 1 項）

3. 要望書及び AP に記載された事実パターンは以下のとおりである（本資料別紙に設例を示している）。（AP3 第 6 項）

   (1) 親会社は IAS 第 27 号を適用して個別財務諸表を作成している。また、子会社に対する投資につき IAS 第 27 号第 10 項を適用して認識している。

   (2) 子会社は事業（IFRS 第 3 号「企業結合」で定義されたもの）を含んでいる。

   (3) 親会社が子会社を合併し、その結果、子会社の事業が親会社の一部となる。

4. 要望書は、親会社が子会社との合併を個別財務諸表上でどのように会計処理すべきかを問うものである。特に、当該親会社とその子会社間の合併が IFRS 第 3 号に定義される企業結合に該当し、親会社の個別財務諸表において IFRS 第 3 号の要求事項を適用して会計処理すべきかどうかについて問題としている。（AP3 第 7 項）

5. 要望書は 3 つの見解を示している。（AP3 第 8 項）

   (1) 見解 1：当該合併は個別財務諸表上、企業結合に該当する。この見解によれば、親会社の個別財務諸表の観点からは、子会社の事業は親会社から独立しているとみなされる。したがって、既存の親子関係は無視されるべきであり、親会社とその子会社が法的に合併するまでは、親会社は子会社の事業を支配していないことになる。

(2) 見解 2：当該合併は個別財務諸表上、企業結合に該当しない。この見解によれば、合併前に既に親会社は子会社に対する支配を獲得しており、結果として生じる親子関係は個別財務諸表上でも継続するはずである。したがって、合併は IFRS 第 3 号における企業結合の定義に合致せず、親会社は個別財務諸表において子会社の資産及び負債を、以前に認識した帳簿価額（their previously recognised carrying amounts）で認識することになる（帳簿価額法（carrying amount method））。

(3) 見解 3：見解 1 及び見解 2 は会計方針の選択である。この見解によれば、当該事実パターンに具体的に当てはまる IFRS 会計基準は存在しないため、経営者は IAS 第 8 号「会計方針、会計上の見積りの変更及び誤謬」第 10 項から第 12 項に従い、会計方針を自らの判断で作成すべきである。

6. AP では、本論点の概要の説明及び調査・分析結果を示し、以下について質問している。（AP3 第 2 項）

(1) 作業計画に基準設定プロジェクトを追加しないという提案に同意するか。

(2) 提案された暫定的なアジェンダ決定の文言について、何か意見があるか。

III. アウトリーチの結果の概要

7. IASB スタッフは、分析に先立ちアウトリーチを実施[1]し、以下について回答を求めている。（AP3 第 11 項及び第 12 項）

(1) 要望書に記載されているような、IAS 第 27 号を適用して個別財務諸表を作成している親会社が子会社と合併し、子会社の事業が親会社の一部となる事実パターンは一般的か否か。

(2) 一般的である場合、

① どの法域において、その事実パターンが一般的か。

② 親会社は個別財務諸表上、合併をどのように会計処理しているか。仮に、要望書に記載された事実パターンの会計処理について、すべてもしくは特定の法域において多様性が見られる場合、特定の法域ではどのような会計処理がより一般的か。

8. IAS スタッフが受け取った回答の多くは、当該事実パターンは一般的であるというもの

[1] 各国基準設定主体から 7 件、会計事務所から 6 件、証券規制当局のグループを代表する組織から 2 件、作成者から 1 件の計 16 件の回答を受け取った。

であった。一方、4 つの基準設定主体及び 1 つの会計事務所は、以下の理由から、当該事実パターンは一般的ではないと回答した。(AP3 第 13 項)

(1) 個別財務諸表を作成していない。

(2) 個別財務諸表を作成する際に IFRS 会計基準を適用していない。

(3) 事実パターンのような合併取引は、ごく稀である。

9. 当該事実パターンは、ラテンアメリカ、アフリカ、ヨーロッパ、アジアにおける、一部の法域において一般的であるとの回答があった。(AP3 第 14 項)

10. 当該事実パターンが一般的であるとした回答者は全員、帳簿価額法（すなわち、見解 2 を適用した結果）が、親会社の個別財務諸表における合併の会計処理の主な方法であると述べた。(AP3 第 15 項)

11. また、2 つの会計事務所は、会計処理に多様性はあるかもしれないものの、見解 1 を採用している企業は観察されていないと回答した。(AP3 第 16 項)

IV. 追加調査の結果の概要

12. 要望書に記載された事実パターンに関して適用された会計方針を特定するために、2020 年 1 月 1 日から 2023 年 4 月 21 日までの期間に英語で発行された年次財務諸表を対象に調査を行った。(AP3 第 17 項)

13. 調査結果を検討し、要望書に記載された事実パターンと同様の合併取引を行った企業をいくつか (few entities) 特定した。それらのすべてにおいて、帳簿価額法が適用されていた。(AP3 第 18 項)

V. 2023 年 6 月の IFRS-IC 会議

IASB スタッフの分析及び提案

（会計処理の多様性）

14. 情報要請に対する回答（本資料第 10 項及び第 11 項参照）及び追加調査の結果（本資料第 13 項）は、要望書に記載された事実パターンを会計処理するうえで、多様性を示す証拠はないことを示している。(AP3 第 19 項及び第 20 項)

（基準設定プロジェクトを作業計画に追加すべきか）

15. デュー・プロセス・ハンドブックの第 5.16 項では、基準設定プロジェクトを作業計画に追加するかどうかを決定する際に、IFRS-IC が考慮する基準を定めている。第 5.16

項(a)にある 1 つの基準は、「当該問題が広範囲に影響を及ぼし、影響を受ける者に重大な影響を与えるか、与えることが予想される場合」というものである。

16. 要望書は、事実パターンの会計処理に関する異なる見解の存在について議論している。すなわち、要望書が提起しているのは、会計処理の多様性に関する課題（例えば、事実パターンに異なる会計を適用している異なる企業の財務諸表を比較する際に財務諸表利用者が直面し得る課題）であると言える。(AP3 第 21 項)

17. 情報要請の結果、当該事実パターンが一般的である可能性があることは示唆されたものの、本資料第 14 項に記載の取り、多様性を示す証拠は見つからなかった。したがって、要望書で提起された問題が広範囲に影響を及ぼしていることを示す証拠は得られていない。(AP3 第 22 項及び第 23 項)

<u>IASB スタッフ提案</u>

18. 以上より、IASB スタッフは、IFRS-IC が基準設定プロジェクトを作業計画に追加しないことを提案している。また、その代わりに、IFRS-IC は、基準設定プロジェクトを作業計画に追加しないと決定した理由を説明する暫定的なアジェンダ決定を公表することを提案している。(AP3 第 24 項及び第 30 項)

（IASB の BCUCC プロジェクトとの相互作用）

19. なお、情報要請に対して数名の回答者は、この問題につき、IASB が共通支配下の企業結合に関するプロジェクト（以下「BCUCC プロジェクト」という。）の一部として検討することを提案した。(AP3 第 26 項)

20. 共通支配下の企業結合とは何かを定義することは、BCUCC プロジェクトの範囲外であるため、要望書で提起された問題（すなわち、要望書に記載された合併取引が企業結合であるかどうか）を直接扱うことはできない。(AP3 第 27 項)

21. しかし、2020 年 11 月 30 日に IASB が公表したディスカッション・ペーパー「共通支配下の企業結合」においては、共通支配下の企業結合も、グループ再編と呼ばれる取引をプロジェクトの範囲に含めていた。IASB は現在、プロジェクトの方向性を検討中であり、BCUCC プロジェクトの一部としてグループ再編を引き続き含めるかどうかを審議する際に、この問題を検討することができるため、この問題について IASB に報告する予定である。(AP3 第 28 項及び第 29 項)

IFRS-IC 会議での議論の概要

（基準設定プロジェクトの作業計画への追加について）

22. IFRS-IC 会議に参加した委員 14 名の全員が、基準設定プロジェクトを作業計画に追加しないとする IASB スタッフの提案に賛成した。

23. 一部のメンバーからは、事実パターンにおいて見解 1 の会計処理を採用するケースも稀にあり、多様性が無いとは言い切れないのではないか、との意見も聞かれたものの、多くのメンバーが、多様性があるとしても、ほとんど認められないとの意見であった。

（アジェンダ決定案の記載内容について）

24. アジェンダ決定案で説明されている基準設定プロジェクトを作業計画に追加しないと判断した理由の記載内容について、IFRS-IC 会議に参加した委員 14 名の全員が賛成した。

25. なお、一部の委員から以下のような意見が聞かれた。これについて特に異論は聞かれなかった。

    (1) 「以下のいずれによって会計処理すべきかについて問題としている」として(a)(b)2 つの会計処理が記載されているが（VI. 2023 年 6 月の IFRIC Update のアジェンダ決定（案）参照）、(a)について、企業結合に該当するとの見解に基づくのであれば、IFRS 第 3 号の要求事項のすべて（選択ではなく）を適用すべき旨を明確にすべきである。

    (2) 「帳簿価額法」という会計処理方法は IFRS 会計基準において正式に定義されたものではない。そのため、「以前に認識した帳簿価額（their previously recognised carrying amounts）」という表現を用いるなどの修正が必要ではないか。

    (3) 「一般的に帳簿価額法を適用しており、多様性はほとんど見られなかった」との表現は、事実パターンにおいて帳簿価額法を適用することが最も適切であると認めているかのような誤解を与えることが懸念される。例えば、「一般的に IFRS 第 3 号の要求事項を適用しない」のような表現を用いることが考えられる。

VI. 2023 年 6 月の IFRIC Update のアジェンダ決定（案）

個別財務諸表における親会社と子会社との合併（IAS 第 27 号「個別財務諸表」）

IFRS 解釈指針委員会（委員会）は、IAS 第 27 号を適用して個別財務諸表を作成する親会社が、子会社との合併を個別財務諸表においてどのように会計処理するのかに関する要望書を受け取った。

事実パターン：

要望書に記載された事実パターンでは、

(a) 親会社は IAS 第 27 号を適用して個別財務諸表を作成し、子会社に対する投資を IAS 第 27 号の第 10 項を適用して認識する。

(b) 当該子会社は事業（IFRS 第 3 号「企業結合」で定義）を含んでいる。

(c) 親会社は子会社を合併し、その結果、子会社の事業が親会社の一部となる（合併取引）。

要望書は、親会社が個別財務諸表において合併取引をどのように会計処理すべきかを質問していた。特に、要望書は、親会社の個別財務諸表の文脈において、合併取引が次のようであるのかを質問していた。

(a) IFRS 第 3 号に定義されている企業結合を構成するかどうか。したがって、企業は、企業結合の会計処理に適用される IFRS 第 3 号のすべての要求事項を適用すべきかどうか。

(b) 当該合併は企業結合として会計処理すべきではない。この見解を適用すると、親会社は、個別財務諸表において、子会社の資産及び負債を従前の帳簿価額で認識する。

発見事項

委員会が［現在までに］収集した証拠は、要望書に記載された合併取引の会計処理における不統一を（あるとしても）ほとんど示していない。要望書に記載された合併取引を個別財務諸表において会計処理するにあたり、親会社は一般的に、企業結合の会計処理に適用される IFRS 第 3 号の要求事項を適用していない。

結　論

発見事項に基づいて、委員会は、要望書に記載された事項は幅広い影響を有するも

のではないと結論を下した。したがって、委員会は基準設定プロジェクトを作業計画に追加しないことを［決定した］。

以　上

別紙　見解 1 及び見解 2 の設例

以下に、要望書に示された設例を示す。

事実パターン：

親会社（P）が子会社 1（S1）と子会社 2（S2）の株式を 100%取得し、各取得に関して、取得株式総数の公正な市場価値と同額である 500CU を支払う。S1 及び S2 は IFRS 第 3 号「企業結合」における事業の定義を満たす。P は S1 及び S2 の支配を獲得する。

(1) 取得日におけるS1及びS2の純資産価値は、それぞれ500CU及び200CUである。
（連結財務諸表上、S2に対するのれんが300CU計上される。）

(2) S1及びS2の資産は有形固定資産で構成され、S1及びS2ともに負債はない。

取得日後、P は将来の投資のために 1000CU の現金を保有し続けている。5 年後、S2 の全株式の公正な市場価値が 500CU から 800CU に増加した時点で、P は S2 を合併する。

見解 1：

見解 1 によれば、のれんは合併の日に再測定され、連結財務諸表上ののれんの金額（300CU）と個別財務諸表上ののれんの金額（600CU）は異なることになる。

見解 2：

見解 2 によれば、のれんは合併の日に再測定されず、連結財務諸表上と個別財務諸表上ののれんの金額は同額（300CU）となる。

以　上